

令和6年度 特別区民税・都民税

特別徴収のしおり

特別徴収義務者 様

特別区民税・都民税の特別徴収につきましては、平素から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、地方税法第321条の4第1項及び墨田区特別区税条例第33条の規定により、貴事務所を令和6年度の給与所得等に係る特別徴収義務者に指定させていただきました。

つきましては、このしおりをお読みいただき、特別徴収事務に一層の御協力をお願い申し上げます。

《当初の税額通知書について》

■給与支払報告書が法定提出期限である令和6年1月31日(水)の後に提出された場合、当初の税額通知発送にその内容が反映されない場合がございます。

■当初にお送りする税額通知書は、令和6年4月15日(月)までに到着した「給与所得者異動届出書」(以下「異動届」といいます。)に基づいて作成しております。退職された方が税額通知書に含まれている場合は、次の手続きをお願いいたします。

(1) 異動届が未提出の場合

異動届を至急、「課税係」まで御提出ください。

(2) 4月16日(火)以降に異動届が到着した場合

該当の方の異動届を、5月20日(月)から順次処理した上で、特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、御確認ください。

■令和6年3月16日(土)以降に確定申告された場合、当初の税額通知発送にその内容が反映されない場合がございます。その際は改めて内容を変更し、通知書をお送りしますので御了承ください。

墨田区 区民部 税務課

〒130-8648

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

■ 課税(税額)について 『課税係』

電話 03-5608-6135~9・6700 (直通)

■ 納入及び還付について 『税務係』

電話 03-5608-6140~1 (直通)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)

墨田区公式ウェブサイト

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



※各種届出用紙は墨田区のホームページからダウンロードすることができます。

トップページ → オンラインサービス → 申請書ダウンロード → 税金関係申請書

個人住民税の特別徴収の推進について

東京都及び都内全62区市町村は、安定した財源の確保と納税者の利便性向上を図るため、特別徴収の推進に取り組んでいます。事業主の方は、御理解・御協力をお願いいたします。

■特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

■特別徴収の対象となる従業員の方

前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合は、原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員が特別徴収の対象となります。

ただし、以下の基準に該当すれば例外的に普通徴収が認められます。
※ 普通徴収に該当する場合は「普通徴収切替理由書」の提出が必要です。提出がない場合、原則どおり、特別徴収対象者となります。

《普通徴収を認める基準》

普A 総従業員数が2人以下

(他の区市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数)

普B 他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)

普C 給与が少なく税額が引けない。

(例:年間の給与支払額が100万円以下)

普D 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない。)

普E 事業専従者(個人事業主のみ対象)

普F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)

(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

詳しくは、特別徴収推進ステーションホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/tokubetsu/index.html>



目次

■ 特別徴収税額通知のeLTAX電子データによる提供について……	P.1
■ 特別徴収税額の納入について ……	P.2
■ 納入書の金額訂正について ……	P.3
■ 退職所得に係る特別区民税・都民税の特別徴収について ……	P.4
■ 普通徴収から特別徴収へ切替える場合の手続き ……	P.4
■ 特別徴収義務者が所在地・名称等を変更した場合の手続き ……	P.4
■ 納税者に異動(退職・休職・転勤等)が生じた場合の手続き ……	P.5
■ 異動届の記入例	
① 退職(普通徴収への切替) ……	P.6
② 退職(一括徴収) ……	P.7
③ 転勤(特別徴収継続) ……	P.8
■ 切替届の記入例 ……	P.9
■ 特別徴収事務に関するよくある質問集 ……	P.10

【 提出用書類 】

○ 給与支払報告 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書 ……	1枚
○ 特別徴収切替届出(依頼)書 ……		1枚
○ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 ……		1枚
○ 電算処理用給与支払報告書(連続用紙)申込書 ……		1枚
○ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書 ……		1枚
○ 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書 ……		1枚

特別徴収税額通知の eLTAX電子データによる提供について

令和3年度税制改正において、特別徴収税額通知(納税義務者用)(以下「納税義務者用通知」という。)を電子で受け取ることが可能となりました。

これを踏まえ、(令和6年度)墨田区における「特別徴収税額通知のeLTAX電子データの提供」については以下のとおりとさせていただきます。

■提供データの種別

(1) 特別徴収義務者用通知(正本)

(2) 納税義務者用通知(正本)

※令和6年度より副本の送付は廃止となりました。電子か紙どちらかのみを正本として送付します。

■提供の対象となる特別徴収義務者

令和6年度給与支払報告書をeLTAXで送信する際、「作成方法選択」画面の特別徴収税額通知受取情報で下記の受取方法を選択した特別徴収義務者

(1) 特別徴収義務者用「電子」を選択した場合

上記(1)の正本通知を提供

(2) 納税義務者用「電子」を選択した場合

上記(2)の正本通知を提供

(3) どちらも「電子」を選択した場合

上記(1)・(2)の正本通知を提供。

※書面(副本)による通知は行いません。御注意ください。

特別徴収税額通知データの提供方法の詳細については、
墨田区のホームページを御確認ください。



eLTAXで給与支払報告書を提出した場合の特別徴収税額通知の送付について
<https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/zeikin/zyuuminzei/eLTAXde-tauketori.html>

住民税の電子申告システム eLTAXのご案内

墨田区では、住民税の電子申告システム(eLTAX)による申告サービスを行っています。

eLTAXの特徴

- ① インターネットを利用するので、自宅やオフィスから申告できます。
- ② 複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。
- ③ 市販のeLTAX対応税務・会計ソフトウェアで作成した申告データも使用できます。
- ④ eLTAX用ソフト(PCdesk)で申告書作成が簡単にできます。
- ⑤ 税額通知データの受け取りができます。
- ⑥ 共通納税システムが利用できます。

eLTAXの利用等について

eLTAXの利用開始の手続きや具体的な利用方法等については、eLTAXホームページを御覧ください。

※利用申請してから、御利用になるまで数日かかります。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、eLTAX御利用に際して、御不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」を御覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」

<https://eltax.custhelp.com/>



特別徴収税額の納入について (地方税法321の5)

1 納入期限

月割額を徴収した翌月10日(休日の場合は翌日)までに納入してください。

なお、納期限後に納入される場合は、延滞金が生じる場合がありますので「税務係(03-5608-6140)」に御確認ください。

◆納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である場合には、毎月徴収した税額を年2回の納期で納入することができる「納期特例」の制度があります。特例の適用には、区長の承認が必要です。手続きについては、「課税係(03-5608-6700)」までお問い合わせください。

【納期特例の承認を受けている場合の納期限】

	支給金額	納期限
第1回目	6月分～11月分	令和6年12月10日
第2回目	12月分～5月分	令和7年6月10日

2 納入場所

◇墨田区指定金融機関、墨田区収納代理金融機関 (銀行・信用金庫・信用組合)

◇墨田区役所又は各出張所

◇ゆうちょ銀行・郵便局

(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県及び山梨県に所在するゆうちょ銀行・郵便局に限る)

(注)東京都・山梨県及び関東各県以外のゆうちょ銀行・郵便局を新規で利用される特別徴収義務者の方は、「公金収納取扱金融機関指定通知書」を「税務係(03-5608-6140)」まで御請求ください。

3 OCR納入書

当区では、特別徴収納入書を、OCR(光学文字読取装置)により処理しており、当該年度の最初に送付する税額通知書に1年分の納入書を同封しています。ただし、OCR納入書が不要と御連絡いただいた事業所にはお送りしていません。

また、既に納期の特例が適用されている事業所にも、1年分(13枚)送付しております。綴られている13枚のうち、11月分及び5月分の納入書を御使用ください。

税額等の変更があった場合、改めてOCR納入書は送付していませんので、3ページ「納入書の金額訂正について」を参照の上、金額を訂正して御使用ください。

紛失、破損又は全額納入済等により納入書の再発行を御希望の場合や、納入書の送付が必要ない場合は、「課税係(03-5608-6700)」まで御連絡ください。

4 私製納入書を使用する場合

私製納入書又は銀行委託等により納入される場合は、右記の口座に納入してください。

市区町村コード	131075
口座番号	00180 - 3 - 960014
加入者名	墨田区会計管理者

納入書の金額訂正について

1 納入金額に変更がある場合 (例1)

印字されている納入金額(1)の欄の金額と納入すべき金額が異なる場合は、各票の納入金額(1)の欄の金額を横線で抹消し、各票の納入金額(2)の欄に内訳と合計額をそれぞれ記入してください。

2 退職所得分を納入する場合 (例2)

納入書表面の納入金額を訂正し、裏面にある「納入申告書(退職所得分)」を記入してください。

なお、退職者の勤続年数を裏面の余白に記入していただきますようお願いいたします。

3 予備の納入書(白紙)をお使いになる場合

納入年月「年 月分」、納入金額(1)、(2)及び納期限を各票に記入してください。

4 納入金額の記入について

金額欄の記入例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注意事項

- ・数字の頭に「¥」マークを記入しないでください。
- ・数字は右詰めで記入してください。
- ・筆記具は黒のボールペンを御使用ください。

(例1) 納入金額に変更がある場合

市区町村コード		口座番号		加入者名							
1	3	1	0	7	5	00170—3—960607	墨田区会計管理者				
年 月分		指定番号		納入金額(1)							
				25,000							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		退職所得分					2	0	0	0	0
		延滞金 (日)									
		額									
納期限		(2)		合計額							
				2		0	0	0	0	0	

①印字されている金額を消す

②変更後の金額を記入

③合計金額を記入

(例2) 退職所得分を納入する場合

市区町村コード		口座番号		加入者名							
1	3	1	0	7	5	00170—3—960607	墨田区会計管理者				
年 月分		指定番号		納入金額(1)							
				30,000							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		退職所得分					3	0	0	0	0
		延滞金 (日)									
		額									
納期限		(2)		合計額							
				4		0	0	0	0	0	

①印字されている金額を消す

②給与分を記入

③退職所得分を記入

④合計金額を記入

退職所得に係る特別区民税・都民税の特別徴収について

1 納入のしかた

納税者に退職手当等を支払う際に分離課税に係る特別区民税・都民税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに徴収月のOCR納入書の納入金額(2)退職所得分欄及び、裏面の「納入申告書」に記入し、給与に係る特別徴収分を合わせて納入してください。

なお、退職者の勤続年数を裏面の余白に記入していただきますようお願いいたします。

※個人事業主の方は、OCR納入書裏面の「納入申告書」に個人番号は記載せず、別途納入申告書をお送りいたしますので「税務係(03-5608-6140)」まで御連絡ください。

2 税額の算出方法

『退職所得に対する住民税の特別徴収の手引』(令和4年1月1日以降適用)により算出してください。

3 納入先

納税者が退職した年の1月1日現在の住所地の市区町村になります。

普通徴収から特別徴収へ切替える場合の手続き

普通徴収から特別徴収へ切替える場合は、次の書類を「課税係」に提出してください。

提出書類

特別徴収切替届出(依頼)書

※納税者本人に送付された普通徴収の納付書の添付は不要ですが、二重納付防止のため必ず回収をお願いいたします。

注意事項

- (1) 次の①～③に該当するものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
①普通徴収の納期が過ぎたもの ②65歳以上の方の年金所得に係る税額 ③前年に給与収入がない方の税額
- (2) 口座振替登録されている方に関しては、提出時期により特別徴収に切替ができない場合がございます。
- (3) 本年度特別徴収実績のある場合、納入書は再送付いたしませんので、3ページを御参照の上、金額欄を訂正して使用してください。
- (4) 納税義務者用の税額通知は御本人様に速やかにお渡しいただき、個人情報保護のため御本人様以外が開封することのないよう御注意ください。

特別徴収義務者が所在地・名称等を変更した場合の手続き

所在地・名称等変更届出書を「課税係」まで速やかに提出してください。

なお、会社合併による名称変更等で、納税者に異動が生じる場合には、併せて異動届も提出してください。

納税者に異動(退職・休職・転勤等)が生じた場合の手続き

納税者に異動(退職・休職・転勤等)が生じた場合には、異動届を速やかに提出してください。
なお、各種届出書へ記入する際は、ボールペンを使用してください。

1 異動届の提出期限

異動が生じた月の翌月10日まで

※異動届の提出が遅れると、特別徴収義務者が未納の扱いとなる場合や、普通徴収への切替処理が遅れる結果、納税者に一度に多額の住民税の納付義務を負わせてしまう場合があります。

2 異動後の未徴収税額の徴収方法

(1) 6月1日から12月31日までに退職した場合

未徴収税額について普通徴収へ切替えを行い、納税者本人に納付していただきます。

また、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払いをする給与又は退職手当等から一括徴収していただくこともできます。

(2) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した場合

未徴収税額については、納税義務者からの申し出の有無に関わらず、一括徴収することが義務付けられています。

(地方税法321条の5)

納税者に給与又は退職手当等を支払う際に、月割額(未徴収税額)を一括徴収し、その月の納入分と合計して、徴収した月の翌月10日までに納入してください。

※一括徴収すべき金額が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

※5月退職の場合は、最終月分として特別徴収により納入してください。

(3) 納税者の死亡による退職の場合

退職の時期に関わらず、普通徴収への切替えを行い、納税者の相続人に納付していただきます。

※死亡による退職の場合、一括徴収はできませんので、御注意ください。

(4) 転勤等により、異動後の勤務先で特別徴収を継続する場合

納税義務者から、転勤・再就職等による異動後の勤務先で引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申し出があった場合は、以下の手続きにより特別徴収を継続することができます。

【前勤務先が新勤務先の情報を把握している場合】

前勤務先が異動届の上段部、中段部(1. 特別徴収継続の場合)を記入し、「課税係」に送付。併せて新勤務先へ連絡。

【前勤務先が新勤務先の情報を把握していない場合】

前勤務先が異動届の上段部、下段部(3. 普通徴収の場合)を記入し、「課税係」に送付。

新勤務先が切替届を記入し「課税係」に送付。

異動届の記入例① ～退職（普通徴収への切替）～

退職（9月分まで納入済。10月～5月分を普通徴収へ切替える場合）
 ※休職・死亡・会社解散・育休等で、普通徴収へ切替える場合も同じ記入方法です。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

令和6年10月2日提出 墨田区長あて 給与特別徴収者	所在地	〒130-0026 墨田区両国1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	0123456		
	フリガナ	フジタショウジ		宛名番号	001		
	氏名又は名称	(株) 藤田商事		担連 当絡 者先	所属 氏名	人事課給与担当 藤田 里美	
	個人番号 又は法人番号	0123456789012		電話	03-5608-1234 内線(0123)		
フリガナ	スズキ ナツコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 110,000 円	(イ) 徴収済額 37,200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 72,800 円	異動 年月日 令和6年 9月 30日	異動の事由 1. 退職 2. 休職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他 職 勤 欠 亡 長 不 定 期 解 散 他 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
氏名	鈴木 夏子 (旧姓高橋)						
生年月日	昭和60年1月1日	個人番号		987654321098			
受給者番号	ABI234		6	10	令和6年	1	
1月1日現在の住所	墨田区千歳4-5-6		9	5	9	月	
異動後の住所	足立区足立7-8-9 (TEL 03-1234-5678)				30	日	

特別徴収税額通知書に記載されている番号を記入します。
 この届出書を記入された方の連絡先を記入します。

この届出書の作成日を記入します。
 結婚等により姓が変わった場合()内に旧姓を記入します。
 賦課期日(1月1日)の住所を記入します。
 1月1日以降に住所が変わった場合に記入します。
 把握している電話番号がある場合は記入します。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号		新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	〒	担当者 連絡先	所属 氏名 電話	受給者番号
フリガナ			内線()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
氏名又は名称				<input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

3-1. 12月31日までに一括徴収の申出がない場合に選択します。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ____月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
理由	1. 異動が 令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	月 日	円	

3-2. 5月31日までに支払われる金額が未徴収税額(ウ)以下の場合に選択します。

3-3. 死亡による退職の場合に選択します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が 令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

異動届の記入例② ～退職（一括徴収）～

一括徴収(9月分まで納入済。10～5月分までを最後の給与等から全額徴収し、10月分で納入する場合)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出

この届出書の作成日を記入します。

結婚等により姓が変わった場合()内に旧姓を記入します。

賦課期日(1月1日)の住所を記入します。

1月1日以降に住所が変わった場合に記入します。

把握している電話番号がある場合は記入します。

特別徴収税額通知書に記載されている番号を記入します。
この届出書を記入された方の連絡先を記入します。

墨田区長あて 給与支払報告 特別徴収		給 支 払 者 義 務 者 支 払 者	所在地	〒 130-0026 墨田区両国1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	0123456		
			フリガナ	フジタショウジ		宛名番号	001		
令和6年10月2日提出			氏名又は名称	(株) 藤田商事		担連 当 絡	所属	人事課給与担当	
			個人番号 又は法人番号	0123456789012		氏名	藤田 里美		
			フリガナ	スズキ ナツコ		電話	03-5608-1234 内線 (0123)		
給 与 所 得 者	フリガナ	鈴木 夏子 (旧姓高橋)		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	生年月日	昭和60年 1月 1日							
	個人番号	987654321098		110,000 円	37,200 円	72,800 円			2. 特別徴収継続 3. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	受給者番号	AB1234							
	1月1日 現在の住所	墨田区千歳4-5-6							
	異動後の 住所	足立区足立7-8-9 (In. 03 - 1234 - 5678)							

2-1. 12月31日までに退職し、一括徴収の希望があった場合に選択します。

2-2. 1月1日以降に退職し、転職等の予定がない場合に選択します。

同額になります。

一括徴収した税額を納入する月を記入します。

1. 特別徴収継続の場合		(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号			担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話 内線 ()	
	所在地					
	フリガナ					
	氏名又は名称				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
2. 一括徴収の場合		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		
理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		10月20日		72,800 円	
			左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分) で納入します。			
3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄				
理 由	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため					

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

異動届の記入例③ ～転勤（特別徴収継続）～

転勤又は転職(9月分まで前勤務先で特別徴収し、10月分から新勤務先で引き続き特別徴収する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

墨田区長あて 令和6年10月2日提出	所在地	〒130-0026 墨田区両国1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	01233456		
	フリガナ	フジタショウジ		宛名番号	001		
	氏名又は名称	(株) 藤田商事		担連 所属 氏名	人事課給与担当 藤田 里美		
	個人番号 又は法人番号	0123456789012		電話	03-5608-1234 内線(0123)		
フリガナ	スズキ ナツコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
氏名	鈴木 夏子 (旧姓高橋)						
生年月日	昭和60年 1月 1日	特別徴収税額 (年税額)	6月 9月	10月 5月	令和6年 9月	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
個人番号	987654321098	受給者番号	AB1234		10月 30日	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1月1日 現在の住所	墨田区千歳4-5-6		110,000	37,200	72,800	9月	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の 住所	足立区足立7-8-9 (TEL 03-1234-5678)		円	円	円	30日	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

この届出書の作成日
を記入します。

結婚等により姓が
変わった場合()内に
旧姓を記入します。

賦課期日(1月1日)の
住所を記入します。

1月1日以降に住所が
変わった場合に記入
します。

把握している電話番号が
ある場合は記入します。

新勤務先に墨田区の指
定番号がある場合は記
入してください。

特別徴収税額通知書に
記載されている番号を
記入します。

この届出書を記入された
方の連絡先を記入します。

1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	0654321 (新規)	法人番号	3456789123456	新しい勤務先へは、月割額 9100 円を 10 月分(翌月10日納入期限)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地	〒136-0072 江東区大島1-2-3		担当者 連絡先	所属 氏名 電話	総務課給与係 東京 花子 03-3684-1111 内線(1234)
フリガナ	カントウショウジ		受給者番号	12A3456	
氏名又は名称	(株) 関東商事		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 1. 必要 2. 不要 記入	

給与所得者の月割額と
徴収開始月を記入します。

新勤務先での受給者番号が
あれば記入してください。

2. 一括徴収の場合	理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限) で納入します。
	右から 番号を 記入		月 日	円	

納税義務者用通知を電子で
受け取る場合には、受給者
番号の記載が必須となりま
す。

3. 普通徴収の場合	理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市 町村 記入 欄
------------	----	---	---------------------

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

切替届の記入例

普通徴収から特別徴収に切替(従業員が7月に入社。1期分の納期限が経過しているため、2期分以降を9月分から切替える場合)

特別徴収切替届出(依頼)書

提出 令和 6年7月3日 墨田区長 あて	所在地(住所)	〒130-0026 墨田区両国1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	1234560 ※市町村ごとに異なります										
	フリガナ	フジタショウジ		新規の場合、納入書(要・不要)											
	名称(氏名)	(株)藤田商事		担当者 連絡先	係	人事課給与担当									
	代表者の 職氏名	代表取締役 社長 田中 一郎			氏名	藤田 里美									
	法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	電話
フリガナ	スズキ ナツコ		生年月日	納付済み期別を御記入ください。											
氏名	鈴木 夏子 (旧姓 高橋)		昭和・平成 43年2月1日	普通徴収 切替期別	普通徴収 1 期まで納付済み										
1月1日現在の住所	〒130-0025 墨田区千歳4-5-6		特別徴収 開始予定月	※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。											
現在の住所	〒120-0015 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 足立区足立7-8-9			下記スケジュール通り											
電話番号 (把握している場合)	固定電話	03-1234-5678		携帯電話	090-1234-5678										
受給者番号	12A3456														

この届出書の作成日を記入します。

結婚等により姓が変わった場合()内に旧姓を記入します。

賦課期日(1月1日)の住所を記入します。

1月1日以降に住所が変わった場合に記入

把握している電話番号がある場合は記入します。

社員番号や整理番号等を税額通知書に記載する必要がある場合は記入します。

特別徴収税額通知書に記載されている7桁の番号を記入します。
新規で提出の場合は、番号記載欄はブランクにし、納入書の有無を選択します。
この届出書を記入された方の連絡先を記入します。

納付済みの期別を記入します。

切替届を収受した月によって特別徴収開始月が決定します。

【注意事項】

- 納付書の添付は不要です。※本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、特別徴収に切替える税額を二重で納付されることのないよう御注意ください。
- 次の①～③に該当するものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
①普通徴収の納期が過ぎたもの ②65歳以上の方の年金所得に係る税額 ③前年に給与収入がない方の税額
- 口座振替登録されている方に関しては、提出時期により特別徴収に切替ができない場合がございます。
- 前職で退職の手続きが完了されていない等、切替届出書の処理が保留となる場合がございます。
- 納税義務者用通知を電子で受け取る場合には、受給者番号の記載が必須となりますので記入漏れが無いよう御注意ください。

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

納税義務者用通知を電子で受け取る場合には、受給者番号の記載が必須となります。

特別徴収事務に関するよくある質問集

① 特別徴収への切替開始月はいつからですか。

◆ 墨田区では、令和6年度の特別徴収への切替開始月を以下のようにしています。また、御提出いただく際は、以下の注意事項も併せて御確認いただきますようお願いいたします。

【令和6年度特別徴収スケジュール】

届出書 收受日	~ 5/31	6/3 ~ 6/28	7/1 ~ 7/31	8/1 ~ 8/30	9/2 ~ 9/30	10/1 ~ 10/31	11/1 ~ 11/29	12/2 ~ 12/27	1/6 ~ 1/31
特別徴収 開始月 (納期限)	7月 (8/13)	8月 (9/10)	9月 (10/10)	10月 (11/11)	11月 (12/10)	12月 (1/10)	1月 (2/10)	2月 (3/10)	3月 (4/10)

【注意事項】

- ・特別徴収開始月は、上記スケジュール通り、届出書を収受した月の翌々月開始となります。
- ・電話での税額の事前連絡は行っておりません。通知書で御確認いただくようお願いいたします。
- ・前職で退職の手続きが完了されていない等、切替届出書の処理が保留となる場合がございます。
- ・5～7月の切替届の提出が集中する時期には、収受してから通知を送付するまでに1か月程かかります。余裕をもって御提出いただきますようお願いいたします。

② 従業員が出国する場合、残りの税額はどうしたらいいですか。

◆ 従業員の方が退職・転勤後に出国される場合、一括徴収を積極的に御利用ください。
また、一括徴収や出国前の納付が難しい場合、以下のいずれかの手続きが必要なため従業員の方に御案内ください。

- ① 納税管理人を立てる
- ② 口座振替の登録をする

その他注意事項・お問い合わせ先につきましては、二次元コードより御確認ください。



給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

墨田区長あて 年 月 日提出	給与支払者 「特別徴収義務者」	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号		宛名番号		
		フリガナ	担連 当絡 者先	所属		内線()	
		氏名又は名称		氏名			
		個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては 左端を空欄とし右詰めで記載		電話		
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名						
	生年月日 年 月 日						
	個人番号						
	受給者番号						
1月1日 現在の住所							
異動後の 住所 (TEL - -)							

1. 特別徴収継続の場合							
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	所在地 〒	担当者連絡先	所属	受給者番号			
	フリガナ	氏名	電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			
	氏名又は名称	内線()		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合					
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
	<input type="checkbox"/> 2. 異動が	年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合				※市町村記入欄
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
	<input type="checkbox"/> 2.	年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	<input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため			

【提出先】〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

御注意
1 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に「1」と記入するとともに、「1・特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
2 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、本人から一括徴収の申出がなくなるとも、一括徴収することが義務付けられています。
3 「2・一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

特別徴収切替届出(依頼)書

年 月 日 提出 墨田区長 あて	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 —										特別徴収義務者 指定番号	<small>※市町村ごとに異なります</small>	
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)	
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者の職氏名												氏名	
		法人番号													電話

給与所得者	フリガナ					生年月日	普通徴収 切替期別	納付済み期別を御記入ください。 普通徴収 <input type="text"/> 期まで納付済み <small>※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。</small>			
	氏名	(旧姓)				昭和・平成 年 月 日		特別徴収 開始予定月	下記スケジュール通り		
	1月1日現在の住所	〒 —					收受日		開始月	收受日	開始月
	現在の住所	〒 — 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					5月中		7月	10月中	12月
	電話番号(把握している場合)	固定電話			携帯電話		6月中		8月	11月中	1月
	受給者番号						7月中		9月	12月中	2月
						8月中	10月		1月中	3月	
						9月中	11月				
							<small>※切替届を収受した月の翌々月開始となります。</small> <small>※税額の電話連絡は行っていません。税額通知書で御確認ください。</small>				

【 注意事項 】

- 納付書の添付は不要です。※本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、特別徴収に切替える税額を二重で納付されることのないよう御注意ください。
- 次の①～③に該当するものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 - ①普通徴収の納期が過ぎたもの
 - ②65歳以上の方の年金所得に係る税額
 - ③前年に給与収入がない方の税額
- 口座振替登録されている方に関しては、提出時期により特別徴収に切替ができない場合がございます。
- 前職で退職の手続きが完了されていない等、切替届出書の処理が保留となる場合がございます。
- 納税義務者用通知を電子で受け取る場合には、受給者番号の記載が必須となりますので記入漏れが無いよう御注意ください。

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市区町村記入欄

____年 ____月 ____日 提出 墨田区長 あて	(特別徴収義務者 給与支払者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市区町村ごとに異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の職氏名												氏名		
		法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

事項	変更前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。				変更後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。					
フリガナ										
所在地 (送付先)	〒 _____				〒 _____					
フリガナ										
名称										
メールアドレス										
受取区分	特別徴収義務者用	1. 書面		2. 電子		特別徴収義務者用	1. 書面		2. 電子	
	納税義務者用	1. 書面		2. 電子		納税義務者用	1. 書面		2. 電子	
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 給与事務の統合【下欄を記入】 5. 合併による変更【下欄を記入】 6. 分割による変更【下欄を記入】 7. メールアドレス・受取区分の変更(電子税額通知送付用) 8. その他()									

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。										統合・合併・分割後の事業所	所在地	〒 _____										※市区町村ごとに異なります	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。											フリガナ												
	指定番号					※市区町村ごとに異なります		名称																
	3. 旧特別徴収指定番号を継続使用する。											電話番号	— —				(内線)							
	指定番号					※市区町村ごとに異なります		法人番号																特別徴収義務者 指定番号

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課課税係



電算処理用給与支払報告書(連続用紙) 申込書

令和7年度電算処理用給与支払報告書(連続用紙)の申し込みについて

墨田区税務課

電算処理用給与支払報告書の配布にあたり、事前に所要部数を把握する必要がありますので、配布を希望する場合は、この用紙でお申し込みください。

- 申込期限 ……令和6年10月1日(火)
- 申込方法 ……右の太枠内に記入のうえ、提出してください。
- 申込先 ……墨田区税務課課税係
- 配布場所 …… // (区役所2階)
- 配布予定 ……令和6年10月下旬～11月上旬

1. 申込期限までに提出がない事業所には、給与支払報告書(連続用紙)の交付はできなくなります。
2. 事業所に本店、支店の区別がある場合には重複しないように注意してください。
3. 事業所で独自に給与支払報告書を作成する場合は、事前に墨田区税務課課税係に様式を確認してください。

フリガナ _____	
事業所名 _____	
所在地 _____	
電話 _____	
担当部課 _____	
担当者 _____	
特別徴収義務者 指 定 番 号 _____	
申込部数	部

配布日

※ 様式は地方税法施行規則第17号様式別表で、大きさは日本工業規格のA5判です。

受付印

特別徴収税額の特例に関する承認申請書

墨田区長 あて

年 月 日

地方税法第321条の5の2及び墨田区特別区税条例第34条の2の規定により、特別徴収税額の特例の特例について承認を受けたいので申請します。

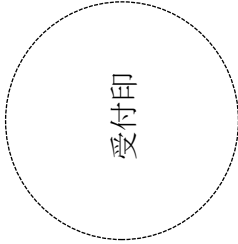
所在地 (住所)													
フリガナ													
氏名													
代表者の職氏名	電話番号			担当者							-	-	
法人番号												(連絡先)	
特別徴収義務者 指定番号		※市区町村ごとに異なります											

関与税理士氏名・連絡先 (連絡先)

特別例の適用を受けようとする税額	年 月 以後の特例徴収税額			
	月区分	給与支払人員	給与支払額	給与支払額
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※墨田区以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別として2段書き(上段に記載)にしてください。 市区町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細	年 月	(臨時 人)	(円)	(円)
	年 月	常時 人	円	円
	年 月	(臨時 人)	(円)	(円)
	年 月	常時 人	円	円
	年 月	(臨時 人)	(円)	(円)
	年 月	常時 人	円	円
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日承認取消) ・ 無			

【 注意事項 】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。



特別徴収税額の特例の特例の要件を欠いた場合の届出書

墨田区長 あて

年 月 日

墨田区特別区税条例第34条の4の規定により、特別徴収税額の特例の特例の要件を欠いたため、届出します。

所在地 (住所)											
フリガナ											
名称 (氏名)											
代表者の 職氏名	電話番号				— — — — —						
法人番号											担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります										
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)										

関与税理士 氏名・連絡先	(連絡先)
-----------------	-------

【 注意事項 】

- 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

[例] この届出書を提出した日が3月の場合の納期限

◎12～3月分⇒ 4月10日まで ◎4～5月分⇒ 翌月10日まで

【提出先】 〒130-8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 墨田区役所区民部税務課税係